

# ばんしん後見支援預金に関するご案内

## 「後見支援預金」とは

「後見支援預金」は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理する預金です。成年後見制度と未成年後見制度において利用することができます。（※保佐、補助及び任意後見では利用できません）

「後見支援預金」を利用すると、預金の払い戻しや解約を行うには、あらかじめ家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。

家庭裁判所が関与することにより、ご本人（被後見人：預金者）の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

## お手続きの流れ

- ① 家庭裁判所への申立て  
後見開始または未成年後見人選任の申立て

家庭裁判所

- ② 審理  
後見開始、未成年後見人を選任するか審理

家庭裁判所

- ③ 利用適否の検討・報告  
「後見支援預金」の適否を検討し、家庭裁判所に報告

後見人等

- ④ 「指示書」  
「後見支援預金」契約締結のための「指示書」を発行

家庭裁判所

- ⑤ 契約締結  
「後見支援預金」の口座を開設

後見人等

- ⑥ 裁判所への報告  
契約締結後、必要書類を添えて家庭裁判所へ報告

後見人等

## 当金庫への受付必要書類

- 家庭裁判所が交付した「指示書」
- 「ばんしん後見支援預金」手続申込書（当金庫専用用紙）
- 普通預金申込書（当金庫専用用紙）
- 届出印鑑票（成年後見人の方用）（当金庫専用用紙）
- 成年後見人（または未成年後見人）の方の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード(表)等）
- お届印
- 初回預入金

以下のものはすでに当金庫に提出されている場合、提出不要です。

- 「成年後見制度に関する届出書」（当金庫専用用紙）
- 登記事項証明書 ※証明書の発行は、東京法務局後見登録課、全国の法務局(支局・出張所を除く)  
または審判書の金融機関届出用抄本および確定証明書
- 第2住所登録申込書（当金庫専用用紙） ※金融機関からの郵送物を本人の住所でなく成年後見人等の住所へ郵送する場合

ひろがる夢 と たしかな未来



播州信用金庫

(2019.7)